

氏名(本籍)	尾藤章雄(山梨県)		
学位の種類	理学博士		
学位記番号	博乙第595号		
学位授与年月日	平成2年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
審査研究科	地球科学研究科		
学位論文題目	Geographical Study on Residential Structure of Tokyo 23 wards and the suburban areas (東京都区部および隣接地域における居住地域構造に関する地理学的研究)		
主査	筑波大学教授	理学博士	山本正三
副査	筑波大学教授	理学博士	奥野隆史
副査	筑波大学教授	理学博士	佐々木博
副査	筑波大学助教授	理学博士	高橋伸夫

論文の要旨

この研究の目的は、居住地域を構成する地理学的諸要素の分布形態と居住地域のイメージとに基づいて居住地域区分を行い、区分された居住地域の配列形態から東京都区部および隣接地域の居住地域構造を明らかにすることである。そのため次の方法が用いられた。(1) 居住者類型の設定 まずはじめに都市の居住地域を構成する1つの要素として居住者に着目し、その居住地域分化を明らかにするために因子分析法によってその職業、家族構成等の属性に基づいて居住者の類型が設定された。(2) 居住地域類型の設定 各居住者類型に特徴的な居住環境を明らかにし、居住環境による地域分化を明らかにするために、国勢調査、工業統計、商業統計などの社会・経済的要素と居住者類型との検討が行われ、両者を結びつけることによって居住地域に類型が設定された。(3) イメージ地域の設定 上述の方法で設定された各居住地域に対して、人々がどのようなイメージを抱いているかを明らかにするために、居住者および特徴的な社会・経済的要素とイメージとの関連が代表的な地区を対象に検討された。ここでは各種の調査で明らかになったイメージの内容とその地区の歴史的背景などが詳細に記述され、これに基づいてイメージを形成したと考えられる要素が明らかになった。さらにこの要素の分布形態とイメージの広がりをも図化することによって、人々に知覚された居住地域、すなわちイメージ地域の範囲が画定された。(4) 居住地域構造の把握 イメージ地域の配列形態から居住地域の構造が明らかにされ、その特徴が明らかにされた。

なお、資料として利用された地域メッシュデータとイメージに関する各種調査結果の制約から研究対象年次は1980年とされた。

以上の操作によって、以下のような結果が得られた。

- 1) 居住者の類型は、都心に近接して4つの職業形態からなるまとまりがみられ、この外側に年齢、入居時期、世帯の違いによるまとまりがそれぞれ独得の方向性を持って分布した。
- 2) 居住地域類型は全部で8類型が設定され、都心近傍の2つの類型には商業的要素、東郊および北郊の類型には工業、商業、住宅の特定の要素、西郊の4つの類型にはそれぞれ特有の形態を示す住宅の要素と商業的要素が特徴的な住居環境として見いだされた。
- 3) イメージ地域の配列形態は、都心を含む2つの地域とこれを囲む4つの地域、および西郊縁辺部の2つの地域に分けられた。このことから住居地域の構造は、幾分西へ偏異しながらも全体としてほぼ同心円状の形態を示すことが明らかにされた。
- 4) 本研究で明らかにされた地域構造は、従来の社会地区分析などから指摘されている同心円地帯構造や扇形地帯構造とは大きく異なり、山の手線内の地域と周辺区部の地域、および西郊の都県境の付近に広がる特有な地域の配列から成り立っている。またこの構造は従来から言われている「山の手一下町」などの地域的差異を明確に示しており、大正期以降の市街地の発展形態や河川の流路、過去の海岸線という細かな要因に基づく、より微細な土地利用の差異などに影響を受けて作り出されていることが明らかにされた。

審 査 の 要 旨

従来から大都市の居住地域に関しては、様々な地域的要素に基づいた地域構造が提示されており、その形成には人々の知覚する居住地域のイメージが重要な要因となっていると考えられるが、このような観点に立って居住地域の構造を解析したものはなかった。尾藤氏は居住地域イメージを地域的要素の1つとして検討することによってこの課題に取り組み、たとえば山の手、下町など従来から言われている地域のイメージがどのような地域的要素と結び付き、地域を形成する要因となっているかを明らかにして従来とは全く異なる居住地域の構造を提示している。

居住地域構造の研究へ居住地域のイメージ概念を導入した尾藤氏の研究方法は、わが国では最初のものであり、さらにこれを地図に表現する方法もこの研究分野においては斬新なものである。本研究は都市の地域構造研究に関する今後の研究に新しい1つの方向を提示したことで学問的に大きな意義があると考えられる。

よって、著者は理学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。